

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	財産区による過疎債の発行	地方自治法第230条 過疎地域自立促進特別措置法第12条	地方債発行の権限は、地方自治法第230条により、普通地方公共団体のみに付与されている。また、過疎債の発行は、過疎地域自立促進特別措置法第12条により、過疎地域の市町村のみが行うことができることとされている。	過疎地域自立促進特別措置法による地方債の発行は、過疎地域の指定を受けた市町村のみに適用され、その区域内にある議会制財産区には適用されません。そのため住民の立場に立った過疎対策のため、議会制財産区への地方債の発行を要望します。	議会制財産区は市町村議会とは別に独自の議決権をもっていますが、過疎債発行による事業を行いたい場合には、直接的な申請ができない仕組みになっています。財産区の収入は資産運用益などに限られ、時代が変わり資産価値そのものも減少しています。昭和30年代に建てられた大規模温泉施設については、老朽化が激しく改修の時期がきています。しかし財産区の基金残高は平成14年の1億円をピークに、利用者の高齢化による減少や修繕費の増加などにより年5%程度減り始めて、現在は4000万円弱しかありません。改修費用は1億円程度見込まれており、自己資金だけでは地方債発行の元利償還金程度しかなく、施設を解体することも、改修することもできない状況にあります。 地方自治法第296条の5fには、「当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる」とされています。仮に町における事業の一部負担金が「事務に要する経費」と認められても、また財産区からの条件付寄付により町に事業実施を依頼しても、最終的には自治体の裁量権が及び、財産区内の事業への法的根拠がない限り、事業を確実に行うことができないのです。 そのため議会制財産区へ過疎地域自立促進特別措置法を準用し、地方債の発行ができる制度の拡充について要望します。 (代替措置) 適用基準については、過疎地域指定内にある議会制財産区であること、その自治体と協議し財産区との過疎債発行合計額が、その自治体に適用されるべき発行上限額を超えないこと、の条件が必要と思われます。	E	I	地方債発行の権限は地方自治法第230条により、普通地方公共団体のみに付与されており、特別地方公共団体である財産区には起債の権限はないため、過疎債の発行の是非の前にも、そもそも財産区は地方債を発行できない。 なお、財産区が実施する事業が過疎債の対象事業に該当する場合、市町村が財産区に対して補助又は負担する場合の経費は過疎債の対象とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。なお、本提案は、地方自治法第230条の規定によらず、特別地方公共団体である財産区でも、過疎債を意図して地方債の発行を可能とすることを提案するものであることを踏まえて回答された。	地方自治法第230条は、自治体が地方債を起債する場合の規定であり、財産区が起債してはならないという法律ではないので、財産区が地方債を発行できないという理由にはならないと考えられます。 また特区法は既存の法律の特例を求めているので、提案内容がその法律に合致しないのは当然であり、特例を求める法律の内容をもって拒絶する理由にはならないと考えられます。 仮に財産区議会が議決し、その内容を当市町村議会に提案しても、最終的にはその自治体の裁量権が優先するために、財産区議会の議決が十分理解されないことが懸念されます。そのために財産区に対する地方債の一部についての法律的な手当てが必要としています。		1 0 1 0 1 0 1	大野財産区	青森県	総務省
040020	場内処理のみに用途を限定する危険物異種分類の同時貯蔵の認可	危険物の規制に関する政令第26条第一項第一号の二	消防法別表第1に掲げる類を異にする危険物は、省令(危険物の規制に関する規則第39条)で定める場合を除き、同一の貯蔵所において貯蔵しないこととされている。	屋外貯蔵タンクにおける異種分類の同時(第1石油類+第2石油類)貯蔵を認めてほしい。	屋外貯蔵タンクにおいては、貯蔵できる品名が固定されるため、工場の原料貯蔵タンクの運用には制約がある。 大分の石油化学工場では、その原料に危険物第4類第1石油類(ナフサ等)を主に使用してきたが、近年は積極的な設備投資等により、原料の多様化に対応できる体制を整えてきており、調達する原料は第1石油類以外(例えば、第2石油類の灯油類)にも及んでいる。 引き続き多種多様な原料が使用できるという設備の特長を活かし、安価な原材料の調達に有利な強化を図る方針であるが、市況に応じ調達するため安定的に購入できるものではなく、スポット的なものになる。しかし、貯蔵タンクには限りがあり、その受け入れ準備期間等により購入機会を逃している。また用地的にも新たな貯蔵タンクの設置は困難である。 安全面に限っては、エチレンプラントの貯蔵タンクに関する構造上の問題は生じないことを確認している(別紙)。加えて、エチレンプラントにおいては使用する燃焼ガス(混合しており、また、同じ原油から精製されたもので、混合することによる化学反応等の危険性はない(別紙))。従って、場内処理のみで原料として利用するような場合に限り異種分類であっても問題ない管理が可能であることから、同一タンクで貯蔵することにより、購入機会を逃さずに安価な原料を調達することを可能としたい。	D		危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の2fにおいては、消防法別表第1の「類別」が異なる危険物は省令(危険物の規制に関する規則第39条)で定める場合を除き、同一の貯蔵所で貯蔵しないこととされているが、「類別」が同じ第4類である第1石油類と第2石油類の同時貯蔵は同規定に抵触するものではない。 なお、第1石油類と第2石油類の同時貯蔵に係る屋外タンク貯蔵所の具体的な安全対策については、危険物の許認可事務を所掌している市町村長等に相談いただきたい。	1 0 1 0 3 0 1 0	大分コンピナート企業協議会	大分県	総務省			
040030	地域防災力向上のためのアマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局の目的外等通信の緩和	電波法第52条、54条、58条 電波法第74条第1項 電波法施行規則第37条 無線局運用規則第259条	無線局は、目的外通信として、非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救済、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。)を行うことができる。また、非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信を行うことができる。アマチュア無線局の行う通信は、暗語を使用してはならない。 アマチュア無線局の送信する通報は、他人の依頼によるものではない。	地域防災力向上のため、アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局のうち、災害対策基本法で定められた市町村地域防災計画、市町村相互間地域防災計画又は地区防災計画の定めるところにより防災活動(防災活動のための訓練を含む。)を行うものは、当該防災活動に関する通信を、無線局免許状(登録状を含む。)の目的等にかかわらず運用することができるものとする。この場合、アマチュア無線局においては、プライバシー保護の観点において暗語を用いることができるものとするほか、他人の依頼による通報であっても取り扱えるものとする。	①アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局が防災活動において行うことができる通信は、「非常通信」及び「人命の救助」に限定されています。こうした現行規制のもと、東日本大震災において、アマチュア無線が救助活動に役立ったとの報告があります。そこで、地域防災力の向上を図るため、アマチュア無線局等が、市町村地域防災計画等においてアマチュア無線局等を活用した防災活動を進めるといふ要件のもと、当該防災活動(防災活動の訓練を含む。)に必要な通信を行うことを、目的外通信として明確に認めてください。 ②アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局が防災活動において行うことができる通信は、「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」や「他の電気通信システムについては、当該通信の目的を達することが困難である場合」という条件が付されています。アマチュア無線局等が、①と同様の要件のもとで、有線通信や他の電気通信システムによる通信が可能であっても、当該防災活動(防災活動の訓練を含む。)に必要な通信を行うことを、目的外通信として認めてください。 ③アマチュア無線局においては、避難行動要支援者の避難支援等を必要とする事由など、本提案による目的外通信や非常通信等による被災者プライバシーに関する通報では、必要な限度において、暗語を用いることができることを明確にしてください。 アマチュア無線局においては、必要な限度において、市町村災害対策本部や自主防災組織等の関係機関の依頼による目的外通信や非常通信等の通報も取り扱えることを明確にしてください。	①C、D ②C、D ③D ④D	①及び② 電波法施行規則第37条第1項第25号の規定により、総務大臣が非常の場合に行うことができる無線通信の訓練のための通信は、目的外通信として規定されている。提案にある防災活動の訓練のための通信は、総務大臣が行わせる無線通信の訓練のための通信と実質的に同じものであることから、目的外通信として有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに限らず、無線従事者の意思によって可能である。 提案にある防災活動のための通信については、他のアマチュア無線局の運用に支障を与えるおそれがあることから、目的外通信として規定することは難しいと考えている。 デジタル簡易無線局(登録局)においては、その登録に係る開設目的を逸脱するものでなければ、防災活動のための通信を行うことは可能である。 ③ アマチュア無線局は、その開設目的から通信内容を秘匿する必要はなく、通信秩序を維持するため、国際的にも暗語の使用は認められておらず、非常通信であっても認められない。 なお、例示されている被災者の氏名をインシナルで通報する場合、当該インシナルは暗語にはあたらない。 ④ 電波法第52条第1項に基づき無線局は、非常通信等を行う場合は、無線局の目的等の範囲を超えた運用が可能であり、アマチュア無線局であっても他人の依頼による通報を送信することは可能である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本提案が実現しても、次に、他のアマチュア無線局の運用への影響は皆無か微少であると考えます。 i) 無線従事者は、通信が能率的かつ確実に行われるために必要な知識を有すること。 ii) アマチュア無線局数は、ピーク時に比べ約3割に減少しているほか、技術の進歩及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答された。 iii) 本提案の目的外通信は、市町村地域防災計画等に基づき実施されるものであり、実施するアマチュア無線局は被災地内など限定的であること。 また、被災者に関する通信では、デリケートな内容が含まれるため、秘話装置を持たないアマチュア無線局においては、防災関係者間のみで送る暗語の使用を認めてください。	1 0 2 4 0 1 0	個人	東京都	総務省		
040040	投票区域内投票所での投票制度の撤廃	公職選挙法第20条第2項及び第44条第1項	・選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編成しなければならない。 ・選挙人は、選挙の当日、自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所に行き、投票しなければならない。	現行法では市町村の区域を分けて数箇所投票区を設けた場合、選挙は定められた投票区内に設けられた投票所に選挙人が出向いて投票しなければならないこととされている。この規制を撤廃し、選挙人の選択により市内に設けたすべての投票所において投票を行えるようにし、投票率の向上を図る。	現在、本市においては市内の公共施設9箇所(クラウドコンピューターと専用回線で接続し電磁的記録により名簿を管理するもの)により電子媒体により管理している。これにより選挙人の選択により設置したすべての期日前投票所において投票が行える仕組みとなっている。選挙期日の投票所においてもコンスタントに利用することにより選挙人がどの投票所でも投票できるようになるものである。	C	I	国民の参政権に直接関わる投票について、選挙期日に、選挙人が自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所以外でも投票できるようにすることを、特定の地域のみ適用される制度とすることは、公平公正の確保の要請から問題があり、対応することはできないとされたことについて、全国的対応をすることができないか、検討された。また、なぜ選挙期日前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日においては本人確認や二重投票の防止が確実にできなくなるのか、その理由を明確に示されたい。 あわせて、本人確認や二重投票の防止を確実に行うことができる仕組みの構築が必要であることとされたことについて、国としてこのような仕組みの構築を早急に検討されるよう要望する。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平公正の確保の要請から問題があり、対応することはできないとされたことについて、全国的対応をすることができないか、検討された。また、なぜ選挙期日前日までと比較してはるかに多くの選挙人が投票を行う選挙期日においては本人確認や二重投票の防止が確実にできなくなるのか、その理由を明確に示されたい。 あわせて、本人確認や二重投票の防止を確実に行うことができる仕組みの構築が必要であることとされたことについて、国としてこのような仕組みの構築を早急に検討されるよう要望する。	1 0 2 7 0 1 0	美濃加茂市選挙管理委員会	岐阜県	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040050	無線局の免許申請の審査における無線機の生産国で取得した試験データの活用	電波法第6条第1項 電波法第7条第1項	無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 無線局の免許申請を受理したときは、その工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合することについて、審査しなければならない。	無線機の使用許可申請については、技適取得の為、国内の試験機関で日本の測定方法により新たに試験データを取得する必要がある旨、電波法第3章(第28条～第38条の2)及び第38条の2において定められている。 このため、当該無線機が例えばIEC国際規格等に基づき、生産国において日本の技適相当の承認若しくは当該国での試験データがある場合、申請時の新たな試験は免除して頂きたい。	我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の海外製無線機を使用(有期限)する場合の無線機の使用許可申請は、技適取得の為、国内の試験機関で日本の測定方法により新たに試験データを取得する必要がある。この試験に時間を要する為、「MIHARA試験センター」においては、商機を眺めざるを得ないケースや追加コストをかけて工程短縮を図る等、コスト競争力低下の要因となる懸念がある。 なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前システム試験等を行ってきたところ。新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。	E		技術基準適合証明制度は、主としてPHS端末のように比較的小規模な無線機の無線設備であって、工場で製造された段階等で試験を行うことで電波法第3章の技術基準に適合していることを証明するものである。 本提案の輸出する鉄道車両に搭載する無線機であって、国内で試験のみ行うような場合は、技術基準適合証明の対象にはならず、一般的な免許手続によって無線局免許を取得することとなる。 この場合、免許申請時に、無線設備の工事設計が電波法第3章の技術基準に適合していることを審査するため、日本国内で新たに取得した試験データの提出を求めるようなことはない。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	以前(2006年)、技適取得申請ではなく技適証明のない海外製無線機(生産国データ有)の実験局申請時に技適の対象と同じ試験方法に基づくデータの提出が要求されたことがある。今回のご回答は、輸出用鉄道車両に搭載する無線機を国内で試験する場合は、一般的な免許手続によって無線局免許を取得すればよく、また、この無線局免許申請に必要な生産国データが揃っている場合は国内で新たに試験データを取得する必要はないとの趣旨と解して差し支えないが、その理解で問題ないのであれば、その旨を各総合通信局に周知していただきたい。また、当該生産国データは国際規格の有無を問わないと解して良いか、併せて確認させていただきたい。	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	1 0 3 9 0 1 0	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所	広島県	総務省
040060	同形式の無線機を使用した無線局の免許申請における包括申請方式の導入	無線局免許手続規則第15条の2の2第2項	同一人に属する二以上の実験試験局は、法第6条第1項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限る。一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによって行うことができる。	無線機の使用許可申請については、鉄道車両1両単位で移動無線局としての登録が必要である旨、「無線局免許手続規則」第2条第1項において定められている。 このため、同じ型式の無線機を申請する際には、複数車輦であっても1通の申請で済むよう、包括申請方式を導入して頂きたい。	我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の海外製無線機を使用(有期限)する場合の無線機の使用許可申請は、同じ型式の無線機であっても車両が複数両あれば複数枚(例:100両であれば、100枚)の申請書類が必要とされており、「MIHARA試験センター」においては、事務の煩雑化を招いている。 なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前システム試験等を行ってきたところ。新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。	D		同一人に属する2以上の実験試験局の免許申請は、目的、無線設備の常置場所、希望する周波数等と同じくするものであれば、その申請を同時に行う場合に限る。一の免許の申請書及びその添付書類のみを提出することによって行うことができる。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	以前(2006年)、海外向け鉄道車両の出荷前システム試験を無線設備の常設場所、周波数を同じくした2以上の免許申請書の提出を求められたことがある。もし、ご回答にあるように一の免許の申請書及び添付書類のみの申請で可能であれば、その旨を各総合通信局に周知していただきたい。 また、その場合、申請手数料も一の免許申請料金で良いのか、併せて確認させていただきたい。	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	1 0 3 9 0 2 0	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所	広島県	総務省
040070	外国製無線機を国内で使用する際の混信防止ガイドラインの策定	電波法第3章	無線設備の技術基準は、電波法第3章に定めるもののほか、無線設備等に定める技術基準に適合するものでなければならない。	世界各国で使用実績のある海外製無線機を日本国内で使用する場合には、電波法施行規則第46条の2の規制により、出荷先国と同等の無線出力強度での国内利用が出来ないことがある。 こうした場合における代替措置として、i)機器の改造とならぬ様に減衰器を外付けにして電波障害を無くす等の方法論や、ii)減衰レベルのガイドラインについて、設定、公表願いたい。	我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の世界各国で使用実績のある海外製無線機を日本国内で使用するにあたり、電波法の規制により出荷先国と同等の無線出力強度での国内利用が出来ないケースがあり、「MIHARA試験センター」の事業実施に支障を来している。 なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前システム試験等を行ってきたところ。新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。	C		海外製無線機を日本国内で使用する場合において、他の無線システムとの混信を避けるための方法、減衰レベルの設定方法については、周波数、出力、地形、検討対象の無線システムの構成等によって異なるため、ガイドライン等を設けることは技術的に困難であるが、個々の事業に応じて必要な助言等を行うことは可能である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	周波数、出力に応じた個々の機器毎の個別ガイドライン設定が困難であることは理解できるので、①個々の機器毎の話ではなく、改造と認識されない既存の生産国データをそのまま利用できる②外部減衰器を装着する際に共通して考慮すべき事項、③個々の機器の話ではない無線機器全般に関して共通して考慮すべき減衰レベルのガイドラインを指針等の形にまとめて頂くことはできないか。また、指針等の策定も困難な場合、ご回答にある「個々の事業に応じて必要な助言等を行う」ということを受け、助言等を行う相談窓口の設置並びに個別相談時の相談様式(申請者が相談の際に、予め準備すべき情報を整理するための)を作成・公表いただきたい。	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	1 0 3 9 0 3 0	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所	広島県	総務省
040080	無線局の関する情報提供制度の導入	電波法第25条、電波法施行規則第11条	総務大臣は、無線局の免許等をしたときは、一部の無線局を除き、その無線局の免許状等に記載された事項の一部をインターネットの利用その他の方法により公表する。 また、無線局の開設等する場合に必要とされる混信若しくはふそく等に関する調査等を行うおとす者の求めに応じ、必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報を提供することができる。	現行法令上、「電波法」第7条第1項第2号において、先使用者を妨げてはならない旨定められている。 このため、「電波法」第8条における予備免許申請を行うに当たっては、申請の前に、実験試験局において利用予定である帯域の先使用者の有無、先使用者がある場合、利用実態の有無を明示する制度を導入することを提案する。 但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。	2006年にアメリカで無許可で使用できるトランスポンダ(電波中継機)を三菱重工業和井沖工場で使用の際、総合通信局に確認したところ、日本の試験機関でデータを取るよう指示を受けた。データ計測後、申請書類を総合通信局に申請したが、申請した周波数90MHz帯は先使用者があるとして説明され、先使用者(タクシー無線)との面談、現地で実験を使った電波障害確認試験の実施により干渉が確認されたが、先使用者の計らいで干渉するチャンネルを試験期間中使用しないアレンジを頂き、その旨のレターを申請書類に添付し申請、許可を得た。このように、最初の申請相談から使用許可まで1年半を要した経緯がある。このため、予備免許申請を行う前に、先使用者の有無及び利用実態の有無について開示いただくことで、申請から使用許可までの期間を短縮させた。 なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前システム試験等を行ってきたところ。新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。	D		無線局情報提供制度により、一部の無線局を除き、免許人名、周波数等をインターネット等で公開しており、また、自己の無線局の開設や変更のために混信調査等を行う者に対し、工事設計書に記載された事項等詳細な免許情報について、必要な限度において提供している。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	先使用者との事前調整を新規申請者が行うことを目的として提案させていただいた。現状の情報では先使用者の会社名、免許番号/周波数等は分かるものの、当該周波数帯の利用実態までは不明であり、実際に調整を相談したい管理者に直接コンタクトすることもできない状況にある。従い、先使用者の連絡先(担当者名)並びに利用実態の有無等についての情報の開示をお願いしたい。 因みに、ご回答にある「必要な限度についての提供」とは具体的にどういった事項までご提供いただけるのか、御開示いただきたい。	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	1 0 3 9 0 4 0	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所	広島県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040090	実験試験局の開設において妨害等のおそれのある他無線局免許人との協議に係る仲裁制度の導入	電波法第7条第1項、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条	無線局の免許申請書を受理したときは、周波数の割当てが可能であること等を審査しなければならないとされ、その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこととされている。	現行法令上、「電波法」第7条第1項第2号においては、先使用者を妨げはならない旨、定められている(周波数の割当てが可能でないと申請の審査がされない)。このため、先使用者の存在が判明した場合に、当事者間交渉に関する仲裁実施制度を導入することを提案する。但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。	2006年にアメリカで無許可で使用できるトランスポンダ(電波中継機)を三菱重工業和歌山工場で使用する際、総合通信局に確認したところ、日本の試験機でデータを取るよう指示を受けた。データ計測後、申請書類を総合通信局に申請したが、申請した周波数900MHz帯は先使用者があると説明され、先使用者(タクシー無線)との面談、現地で実機を使った電波障害確認試験の実施により干渉が確認されたが、先使用者の許りで干渉するチャンネルを試験期間中使しないアレンジを頂き、その旨のレターを申請書類に添付し申請、許可を得た。このように、最初の申請相談から使用許可まで1年半を要した経緯がある。なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。	D		無線局の免許申請書の送付書類として、無線局情報提供制度により判明した混信等の妨害を与えおそれがある他の無線局の免許人等との間で、妨害を防止するための措置等について、予め合意が得られているときは、その内容を提出することができ、総務省は、当該送付書類の内容に基づき割当て可能な周波数に関する調査等を迅速に行うこととしている。また、免許申請後であっても、実験試験局を言明して早期に免許できるよう必要に応じ総務省が協議環境を整える等の措置を行っている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	合意取得後の申請に関してはご回答の通りであるが、今回の提案は、これから先使用者と合意を取ることに対する配慮に関する制度導入のお願いである。前述の提案事項管理番号1039040号にてご回答いただいた総務省HP等で公開されている内容に先使用者と免許情報はあるものの、申請者がその情報で先使用者にコンタクト、調整するに十分な情報とは考えられず、またその調整も先使用者の都合に大きく依存してしまい長期にわたることが予想されるため、ご提案しているものである。再度仲裁制度のご検討をお願いしたい。但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	1 0 3 9 0 5 0	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所	広島県	総務省
040100	公衆無線LANアクセスポイントの出力規制の緩和	電波法第4条 電波法施行規則第6条第4項第4号	電波法施行規則第6条第4項第4号において、小電力データ通信システム(5GHz帯無線LAN)の出力の基準が10mW以下と規定されている。	民間企業等が設置する公衆無線LANの整備促進を図るため、アクセスポイントの出力規制を10mW以下から1W以下に緩和する。	外出先や公共施設などで高速な公衆無線LANによるインターネット接続が利用出来るようになれば住民、旅行者や施設利用者の利便性の向上につながる。公衆無線LANを整備する際には無線LANアクセスポイントの設置が必要となるが、「電波法施行規則」により、無線LANアクセスポイントの出力は10mW以下(小電力データ通信システムの無線局の空中線電力)に規制されており、利用範囲をカバーするのに多数のアクセスポイントが必要となる。既存の規制を1W以下に緩和することでアクセスポイントの設置間隔が広がり、機器の設置台数を減らすことが可能となる。また、電源確保及び電気料金などの運用費用の軽減も可能となる。但し、現在、広く利用されている2.4GHz帯についても規制緩和を行うと一層の混雑・干渉を招くことから、伝送容量が高く、他の機器の影響を受けづらい5GHz帯(屋内:5.15~5.25GHz、5.25~5.35GHz及び屋外:5.47~5.725GHz)のみの規制緩和とし、これにより過疎地域等の利用者が少ない地域においても公共施設や民間企業等が設置する公衆無線LANの整備促進が期待できる。	C		5GHz帯無線LANは、地球探査衛星等と周波数を共用しており、既存システムが相互に共用できる範囲内(影響が小さい一定の基準の範囲内)で免許不要局として利用されているものである。このため、技術基準を超える出力で無線LANの送信を行った場合、他の無線システムの運用を阻害する干渉を発生させるほか、他の無線LAN利用者が周波数を利用できなくなる等、周波数の適正な利用を妨げる可能性があるため、出力の基準を緩和することは困難である。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答された。	災害時に活用できる通信インフラとして「公衆無線LAN」の必要性が高まっている中、1箇所のアクセスポイントでより広い範囲の利用が可能となるよう、提案の出力1Wに拘らず、他の無線システムの運用を阻害する干渉が生じにくい範囲で、出力規制の緩和を求めたい。		1 0 4 9 0 1 0	愛知県	愛知県	総務省
040110	軽自動車税の効率的徴収	地方税法第442条の2、第444条及び第445条	軽自動車税は、主たる定置場所在の市町村において、4月1日時点における軽自動車等の保有者に課する。	原動機付自転車の軽自動車税について、1年単位ではなく、複数年分をまとめて徴収できる措置。	原動機付自転車の軽自動車税については、滞納者が車両登録地に住民登録をしていない場合、徴収が困難となり、毎年度の徴収事務に多くの時間と経費がかかっている。また、1件あたりの税額が他の税目に比べて少額であることから、徴収額と業務経費を比べて勘案すると非効率な事務作業となっていることが課題となっている。よって例えば、登録時に5年間分(減価償却想定期間)の税を納めていただくようにすれば、徴収事務の効率化および経費節減につながる。このとき、「納税義務の発生していない者への課税」が懸念されるが、毎年度の納税義務は発生することから、「納税義務が発生していない者への課税」ではなく、「納税義務が発生する者に対する後年度分も含めた納付」との見解を持っている。ただし、仮に3年で廃車した場合は、廃車手続きの際に残り2年分の還付手続きを行う。また、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づく市町村税課税状況等の調については、その年度に実際に徴収した金額を報告することとする。	C	I	複数の年度分の税額を先行して納税する方式は、毎年度の賦課期日現在の状況で課税することとしている軽自動車税の制度を抜本的に変更することになるものであり、保有税としての理論的整理が困難。また、ご提案のあった実施内容では、還付手続きを行うことが前提となっているが、還付手続き自体が自治体にとって大きなコストとなると考える。いずれにせよ、原動機付自転車の徴収コストの問題については、総務省としても重要な課題として考えており、ご提案のあったことは別の案により措置したいと考えている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「別の案により措置したい」とのことだが、その具体的な検討がされているのか、またその内容および実施時期等についてお伺いしたい。	軽自動車税効率的徴収特区	1 0 5 1 0 1 0	大東市	大阪府	総務省